

## 「長崎訴訟の現状とマスコミ対策」

安保法制違憲国賠訴訟を支える長崎の会  
事務局長(原告)関口達夫

### 1 長崎訴訟について

原告の特徴 被爆者、被爆2世、戦争体験者、元自衛官、基地の町佐世保の  
市民ら 一審原告は、211人

主張の特徴 ①各地の裁判所の判決で平和的生存権は認めないが、人格  
権を認めているところがあるとの弁護士の判断から戦争と  
原爆で甚大な被害を受けた被爆者が安保法制による戦争へ  
の不安から戦争体験、被爆体験を思い出し、強い恐怖を覚えて  
いるという主張をした。

② 2017年北朝鮮が弾道ミサイル発射を繰り返した時、アメリ  
カが北朝鮮を攻撃することを検討した。  
その時、自衛隊が安保法制によってアメリカをどのように支  
援するか検討したとの自衛隊制服組トップの新聞記事を証拠  
として提出。戦争の危機が存在し、被爆者ら原告が精神的被  
害を受けていると主張した。

判決 7月5日 請求棄却 憲法判断は回避 国に忖度した判決

判決で「原告が戦争や被爆の体験を思い出し、多大な精  
神的苦痛を感じたことが認められるが、その精神的苦痛は  
安保法制の制定が憲法9条に違反したことによる苦痛に過  
ぎず、抽象的なものだ」

アメリカと北朝鮮の戦争は実際には発生していない  
原告が主張する精神的被害も抽象的と判断した。  
弁護団 「判決は戦争が始まり、国民が被害を受けなけれ  
ば司法審査はできない 司法の役割を放棄した」

7月15日 113人が控訴。

福岡での控訴審 第1回口頭弁論 2月3日午後2時30分から  
第2回口頭弁論 5月24日か26日

## 控訴審での立証方法

### 1 小西洋之参議院議員の意見書を提出する

2017年の北朝鮮の弾道ミサイル発射を繰り返した時だけでなく  
日本が安保法制に基づいて集団的自衛権を行使したときには  
日本が攻撃した国から反撃を受け、多くの国民が被害を受ける可能性  
があると政府が国会で答弁した。

↓

原告の権利は侵害されている

↓

司法は憲法違反と判断すべき

政府は、2017年北朝鮮が弾道ミサイルを発射した時、12道県に  
発射を伝えるJアラートを鳴らし、万全の対応を取るよう通知した。

全国各地で住民避難訓練を実施した。長崎県雲仙市では弾道ミサイル  
が落下したという想定で住民避難訓練が実施された。

- 2 被爆者の意見陳述の中でこのような住民避難訓練で非常な恐怖を  
覚えた、精神的被害を受けたと主張する
- 3 裁判官に戦争の実態と安保法制によって国民が被る被害を理解して  
もらうため映像を活用する。

\* 西谷さんの動画

\* 被爆者が被爆の惨状を表現した絵や被爆者の深い傷を撮影した  
写真、一審原告谷口稜暉さんの陳述書を活用して準備書面を提  
出する。

写真 谷口さんの写真 1、2、3を見せる  
被爆者の絵を見せる

## 法廷外での原告、支援者による活動

### 1 小西洋之参議院議員の講演会 12月11日開催

控訴審に備える学習会。安保法制はごまかしの理屈であり、明白な憲法違反あること。どのようなことを訴えれば勝訴できるかを学習した。学んだことを控訴審での意見陳述や原告本人尋問に活かす。傍聴参加者を増やす。

講演会は、一審でも口頭弁論の前に何度も開催した。

講師は、宮崎礼壹元内閣法制局長官、伊藤真弁護士など

### 2 裁判官の独立と安保法制は憲法違反との判決を求める賛同署名活動

政府の従属機関と成り下がった司法の独立を求め、ごまかしの安保法制が憲法違反であることを裁判官に突きつけるため多くの署名を集めたい。

長崎では現在約2000人。今後長崎県平和運動センターの組織で集めた署名が集まってくる予定。

個人だけでなく様々な組織に協力を求め、最低1万人は集めたい。

## 2 マスコミ対策

### ① マスコミ対策の重要性

マスコミを通して安保法制違憲訴訟について県民に情報を提供し、安保法制によって日本が戦争をする国に突き進んでいる事実、戦争前夜の状況を伝える。

マスコミに報道してもらうことで裁判官にマスコミも注目していることを示し、変な判決を出させないようにする。

### ② 事前記者レクの実施

私は長崎の民放記者として40年間仕事をし、多くの裁判を取材した。

余程大きな裁判でなければ提訴、第一回口頭弁論、結審、判決の報道で終わることが多い。

記者は、異動や担当換えで裁判を長期に取材することが少ない。安保法制の内容が難しく、事前の情報無しに法廷のやりとりを聞いても内容がよくわからない。

継続して取材してもらい、内容を理解したい記事を書いてもらうため口頭弁論の1週間程前に事前記者レクと称する勉強会を毎回開いた。

弁護団会議に私も必ず参加し、次回の口頭弁論のポイントを確認。マスコミに取材してもらうためにどうすればいいかを打ち合わせる。

事前記者レクでは弁護士が、口頭弁論でどのようなことを主張するか、ポイントを説明する。弁護士や原告が法廷で読み上げる準備書面の要約、意見陳述の概要を資料を配付した上で説明する。これは内容が難しいので口頭で説明してもわかりにくい。

基本的な質問にも丁寧に答える。

被告の準備書面が出ていれば提供する。記者は、被告を取材しなくても原稿が書ける。(原告側に立った報道になる)

弁護士の負担は大きいですが、長崎の弁護士さんたちは、頑張ってくれた。初歩的な質問をする記者にも丁寧に答えて頂いた。

この事前記者レクは、記者たちに好評で長崎市役所記者クラブに加盟する13社のマスコミのうち毎回5~6社が参加した。地元紙の長崎新聞は、毎回報道してくれた。テレビも含めて3~4社が毎回報道してくれた。

記事1 第12回口頭弁論 証人尋問と原告本人尋問 新聞3社

記事2 今年3月 寺井一弘弁護士の特集記事(長崎新聞)  
憲法判断を逃げない判決を出せとアピール

報道してくれた記者には私が必ずお礼のメールを送った。記者は、報道に対する反応があると嬉しい。特に、褒められると次も取材しようと思う。このような形で記者と人間関係を作り、味方にしてしまう。

安保法制違憲訴訟は重要だが、マスコミと国民の関心が薄れている中で毎回報道してくれた。こんな裁判は、私が知る限り初めて。敗訴はしたが、報道してもらったことで県民に安保法制が憲法違反であり、日本が戦争の一步手前まで来ていることを伝えた。

控訴審の取材は、全国紙、ブロック紙、通信社は、福岡の報道部が取材する。長崎新聞と民放は長崎から取材に行くことになる。

事前記者レクは、従来通り長崎市役所記者室で行い、福岡の全国紙やブロック紙の記者にはオンラインで参加してもらうようにする。